

JRR-3 設工認申請書と保安規定の関係

設工認申請書での説明				保安規定該当条文
その1	廃液貯槽の漏えい検知器	漏えい検知器 センサー ケーブル(信号、電源)	なお、本申請において新設する漏えい検知器、センサー及びケーブル(信号、電源)については、別途定める手順に従い、(2)及び(3)に示す機能及び検出方法を有するものと交換できることとする。	第5編 第32条の2第2項
	JRR-3内の通信連絡設備	スピーカ内蔵型端末 スピーカ外付型端末 固定電話 携帯電話	なお、スピーカ内蔵型端末、スピーカ外付型端末、固定電話及び携帯電話については、別途定める手順に従い、(3)に示す機能を有するものと交換できることとする。	第5編 第32条の2第2項
	モニタリングポスト	モニタリングポストに用いる非常 用発電機	当該非常用発電機のタンクには、連続運転時間が24時間を下回らないよう、必要な燃料量を保管しておくことを保安規定等下部要領に定めることとする。	第2編 第38条第7項
その7	安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯	保安灯 誘導標識又は誘導灯	なお、保安灯等については、別途定める手順に従い、(2)に示す機能を有するものと交換できることとする。	第5編 第32条の2第2項
	1次冷却材補助ポンプ本体の浸水について	内部溢水に対する1次冷却材補助ポンプの浸水に係る説明書	一般系配管からの漏えいは、流量は小さいものの原子炉の自動停止が働かないため、原子炉運転中の確認間隔を2時間とすることで、1次冷却材補助ポンプが浸水するまでの間に所要の措置を行うことが可能であり、1次冷却材補助ポンプが機能を喪失することはない。 なお、原子炉運転中における原子炉建家地階の床面浸水の確認頻度については、別途保安規定等で定めるものとする。	第5編 第26条第1項
	1次冷却材補助ポンプ電源盤の浸水について	内部溢水に対する1次冷却材補助ポンプの浸水に係る説明書	床面の浸水は目視で確認することが容易であり、運転員が即座に所要の措置を採ることが可能である。原子炉運転中の確認間隔を2時間とすることで、1次冷却材補助ポンプ電源盤が水没するまでの間に所要の措置を行うことが可能であり、1次冷却材補助ポンプ電源盤が機能を喪失することはない。 なお、原子炉運転中における原子炉建家地階の床面浸水の確認頻度については、別途保安規定等で定めるものとする。	第5編 第26条第1項
その9	静止型インバータ装置	静止型インバータ装置の溢水対策として設置するマンホール蓋	なお、当該マンホール蓋については、別途定める手順に従い、排水能力がGF-AR 600相当品であるものと交換できることとする。	第5編 第32条の2第2項
その10	保管廃棄施設	JRR-3原子炉施設で発生した固体廃棄物を放射性廃棄物処理場へ引き渡すまでの流れに係る説明書	JRR-3原子炉施設で発生した固体廃棄物を放射性廃棄物処理場に引き渡すまでの流れ等については、保安規定及び下部要領に定めることとする。また、JRR-3原子炉施設内で発生した固体廃棄物を放射性廃棄物処理場に引き渡すまでの限られた期間、本申請に係る保管廃棄施設で保管するときは、各保管廃棄施設の保管能力の範囲内で保管することを保安規定に定めることとする。	第2編 第46条の2 第47条 第5編 第71条第1項
その12	冠水維持機能喪失時用給水設備		対応手順等についての詳細は、保安規定等下部要領に定めることとする。	第5編 第5条の2
	原子炉建家の1区画ピットから原子炉プールへの給水(汲上対策)について	冠水維持機能喪失時用給水設備の有効性に関する説明書	人員は、可搬型ポンプ等の準備のために最低2名の配置が必要であるが、JRR-3原子炉施設運転時には常時4名の運転員が常駐しており、2名が現場対応、2名が制御室での監視、通報連絡対応とすることで十分対応可能である。	第5編 第3条第1項、第2項
	原子炉建家外から原子炉プールへの給水について	冠水維持機能喪失時用給水設備の有効性に関する説明書	人員は、可搬型ポンプ等の準備のために最低2名の配置が必要であるが、JRR-3原子炉施設運転時には常時4名の運転員が常駐しており、2名が現場対応、2名が制御室での監視、通報連絡対応とすることで十分対応可能である。	第5編 第3条第1項、第2項
	給水手順について	冠水維持機能喪失時用給水設備を用いた対策の実現性に関する説明書	原子炉建家内給水作業想定時系列 建家内給水作業の手順 原子炉建家外給水作業想定時系列 建家外給水作業の手順 サイフォンブレイク弁手動操作の手順 1次冷却材止め弁手動閉操作の手順	第5編 第5条の2
その13	森林火災		評価範囲の内側に森林が拡大しないこと	第5編 第32の3第1項
	竜巻飛来物	「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」との適合性	当該竜巻で安全施設に損傷を与えるような飛来物の飛来防止対策を行う。	第5編 第32の3第2項